

(公表用様式)

業務再点検結果報告

組織名	農村振興局総務課	連絡先	03-3502-5997
所管する業務の概要	農村振興局の所掌事務に関する総合調整		

1. 基本的な心構え・行動			
・ 現在行っている取組や工夫		・ 点検によって得られた課題とその改善策	
・ 局主催の接遇研修を3回開催（約200名参加）するとともに、上記研修に参加できなかった職員については、接遇リーダーによる研修に参加させ、全職員が適切なレベルになるよう取り組んだ。		・ 接遇は、国民との対話において重要なツールになることから今後も繰り返し研修を実施していく必要がある。	
・ 毎週月曜日に課内班長会議を開催するとともに、各班において班内会議を開催し、班及び係が担当する業務内容・スケジュール等の確認を行うことにより、全職員が同じ認識を持つように心がけている。			
・ 農村振興局掲示板に各種事業の関係資料を掲載するほか、省内外で実施されている各種会議の資料等を掲載することにより、職員の情報や知識の蓄積に役立てている。		・ 今後も省のホームページを活用するなどして職員全体の情報や知識の蓄積に努める。	

2. 政策・事業等の企画立案・推進			
・ 現在行っている取組や工夫		・ 点検によって得られた課題とその改善策	
コスト縮減の観点からタクシー利用の効率化、事務用品の再利用、節電等、コスト意識をもって業務に取り組むようにしている。		タクシー利用の効率化においては、職員の健康管理面等への配慮という課題がある。そのため、他律的業務であっても、可能な限り公共交通機関運行時間内に業務が終了するよう、計画的な業務運営に取り組むことが必要である。	
新規施策の立案に当たって、生産者、消費者等現場における意見を把握し、反映するため、幹部職員が事前に各地を訪問し、説明会・意見交換会を開催することとしている。		事前の説明会・意見交換会については、限られた予算の範囲内で、できるだけ多くの意見を収集できるような効率的な実施が必要になる。	
業務の実施に当たっては、大臣官房関係課と常に連絡を密にし、情報の適時・的確な把握及び伝達を行っている。		9月から年末にかけて、財政当局、会計検査院等関係省庁に対する諸要求、調整等があることから、大臣官房関係課との情報交換を更に深める必要がある。	
職員や業者等に十分理解されるよう「緊急提言」に則り分かりやすい言葉を使うなど親切、丁寧、正直に対応するように努めている。		引き続き相手の立場に立った説明を心がけるよう親切、丁寧、正直な対応に努める。	
農業農村整備事業等の業務及び会計の監査・調査については、今年度から行政支出の無駄削減等国民の視点に立った監査テーマを設け、また、関係部署との情報交換を密にするように努めている		限られた予算の範囲内で、より効果的な監査となるような監査テーマの設定等が必要になる。	

3. リスク管理		
・ 現在行っている取組や工夫	・ 点検によって得られた課題とその改善策	
・ 業務処理に関し問題等が発生した場合は、担当者単独で処理することなく、班員全体でチームとして業務に当たるよう取組んでいる。	・ チーム全体で対応するためには、チーム全員に趣旨を説明する必要があり、時間がかかるため、効率的に実施できるよう工夫が必要になる。	
・ 各職員がヒヤリ・ハット事例関連点検項目の評価を行い自分の仕事に活用できるよう努めている。	・ 定期的にヒヤリ・ハット事例集を閲覧するとともに、教訓として共有・活用すべき事例については、職員に行き渡るように周知する必要がある。また、ヒヤリ・ハット事例となり得る案件が発生した場合には、積極的に報告する。 ・ 各職員がヒヤリ・ハット事例について、検索しやすいように当局に関係があるものを集約するなどの工夫が必要。	
・ 新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、職員に対して、手洗い、うがい等の基本的な衛生管理を励行させるとともに、新型インフルエンザ等感染者が発生した場合の庁舎管理を徹底することとしている。	・ 今後、冬期に向けて新型インフルエンザ患者の増加が見込まれるが、職員の健康状態を的確に把握し、局内においてまん延することのないよう、又、業務に支障が生ずることのないよう、さらなる衛生管理、庁舎管理の徹底を行う。	

4. 食の安全に関する取組			
・ 現在行っている取組や工夫		・ 点検によって得られた課題とその改善策	
農村振興局は、国民の「食」を支える力強い農業を実現するため、担い手の育成を図りつつ農業の生産基盤の整備を進めている部署であり、「食の安全」が重要であるという意識を常日頃から職員が持つようにしている。		農村振興局は、直接「食品」を所管していないため、関心が薄れないよう省内で実施する食品安全に関する研修等に積極的に参加するよう促すこととする。	

5. その他の重要な取組			
・ 現在行っている取組や工夫		・ 点検によって得られた課題とその改善策	
農村振興局の職員が、国民全体の奉仕者として、その能力を高めつつ、国民の立場に立った職務を遂行していけるよう、職員の人事及び人材育成に係る省の人事運営等に関する基本方針に基づき、局における人事材交流の拡大等に向けた行動計画を策定している。		農村振興局の行動計画に基づく人事材交流の拡大等を達成していくため、今後、本省内他部局、地方支分部局における交流ポストの拡充等必要な措置を講じていく。	